

受付印

福島県

年 月 日

地方振興局長殿

法人番号

申告年月日

所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small> (電話)	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額
代表者名	
経理責任者名	

第六号の三様式 (提出用)

年 月 日から 年 月 日までの **事業年度分又は
連結事業年度分** の **県民業
税特別法人事業税** の **予定申告書** ※ 01444

事業税				県民税			
前事業年度の事業税額 (④の金額)	⑱	兆	十億	百万	千	円	0.0
所得割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑲						0.0
付加価値割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	⑳						0.0
資本割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉑						0.0
収入割額 (④× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉒						0.0
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑤)	㉓						0.0
特別法人事業税 特別法人事業税額 (⑤× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	㉔						0.0
予定申告税額 (⑲+⑳+㉑+㉒+㉔)	㉕						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉖						0.0
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉗						0.0
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率(100)	税額				
所得割	所得金額総額 ⑲		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 ⑳		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額総額 ㉑		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額 ㉒		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額総額 ㉓		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額 ㉔		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額総額 ㉕		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額 ㉖		兆	十億	百万	千	円
合計事業税額 ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉔	㉗						
事業税の特定寄附金税額控除額	㉘						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉙						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉚						
納付すべき事業税額 ㉗ - ㉘ - ㉙ - ㉚	㉛						
④の内訳	所得割 ⑲	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ⑳
④の内訳	資本割 ㉑						収入割 ㉒
摘要	課税標準	税率(100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額	㉜		兆	十億	百万	千	円
収入割に係る特別法人事業税額	㉝						0.0
合計特別法人事業税額 (㉜ + ㉝)	㉞						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉟						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㊱						
納付すべき特別法人事業税額 ㉞ - ㉟ - ㊱	㊲						
備考							

(事業税)

(特別法人事業税)

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑱の金額)	①	兆	十億	百万	千	円	0.0
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						0.0
この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④						0.0
均等割額	⑤						月
この申告により納付すべき県民税額 ④ + ⑥	⑦						0.0
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	兆	十億	百万	千	円	
法人税割額	⑨						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩						
税額控除超過額相当額の加算額	⑪						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫						
外国の法人税等の額の控除額	⑬						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮						
納付すべき法人税割額 ⑨ - ⑩ + ⑪ - ⑫ - ⑬ - ⑭ - ⑮	⑯						
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰						
差引法人税割額 ⑯ - ⑰	⑱						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑳						
この申告の期間	年 月 日から		年 月 日まで				
前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から		年 月 日まで				
通算親法人の事業年度の期間	年 月 日から		年 月 日まで				
関与税理士署名押印	(電話)						